昭和十年一月八日

山田ポンプ工場爭議團

山田ポンプ工場長　殿

財團法人協調會名古屋出張所

社會問題資料研究會編輯

ようとする爭議を品物の時當外爭議と一

ようとするに到り本爭議は來る廿五日の勞働者大會に於て

一切の解決を擧げて中央委員會に委任することゝなつた。

この爭議は組合員の團結と會社の不當なる壓迫との鬪爭であつて

社會的重要性を有するものであるから、本爭議團は全國勞働組合

（反對派）關係各團體の絶大なる援助を期待して居る。

一、又今日迄に於て既に解決を告げた爭議團と雖も當時の

三團體（鐵工組合、本部、支部）の決議の如く、

一、鐵工組合本部、支部は昭和九年四月以來八年間に亘る

この爭議團に對する一切の援助を與へざること。

一、もしこの爭議團に對する援助を與へたる場合は

これを除名すること。

一、鐵工組合　山田支部

右決議す

昭和十年一月十日

社會問題資料研究會編輯

財團法人協調會名古屋出張所

來る廿五日迄に解決を告げた爭議團（山田ポンプ工場爭議團）

は本爭議團と共に勞働者大會に於て中央委員會に委任する

ことゝなつた。

一、本爭議團は全國勞働組合（反對派）關係各團體の絶大

なる援助を期待して居る。

一、又今日迄に於て既に解決を告げた爭議團と雖も當時の

三團體（鐵工組合、本部、支部）の決議の如く、

一、鐵工組合本部、支部は昭和九年四月以來八年間に亘る

この爭議團に對する一切の援助を與へざること。

一、もしこの爭議團に對する援助を與へたる場合は

これを除名すること。

一、鐵工組合　山田支部

右決議す

昭和十年一月十日